

<新旧対照表>

※ _____ は改正部分を示す。

改 正 後	現 行	摘 要												
建築物省エネルギー性能表示（BELS）評価業務料金 令和7年4月1日 適用 1. 住宅の評価料金 • 住宅の評価料金は下記の料金表によります。 • 一戸建て住宅を設計住宅性能評価（<u>長期使用構造等確認を含む。</u>）、<u>省エネ適合性判定</u>、<u>低炭素認定技術的審査</u>、<u>性能向上計画認定に係る技術的審査</u>、<u>贈与税の非課税措置に係る住宅性能証明のいずれかと当社に評価の併願申請をする場合（当該適合すべき基準の確認できる場合に限る。）</u>、評価料金は<u>6,000円</u>（消費税込）になります。 • 変更に係る評価料金は、下記料金の半額になります。 • 再発行料金は1通につき<u>3,000円</u>（消費税込）になります。 • 業務規程第11条第1項のシール又はプレートを交付する料金は下記料金表に含まれていません。 <u>• 料金は、状況により改定する場合があります。</u> <u>• その他、詳細につきましては、お問い合わせください。</u> (単位：円 消費税込) <table><tr><td rowspan="2">一戸建て住宅</td><td><u>200㎡以下</u></td><td><u>40,000</u></td></tr><tr><td><u>200㎡超～500㎡以下</u></td><td><u>60,000</u></td></tr><tr><td colspan="2">共同住宅・長屋住宅等</td><td><u>別途見積りとします</u></td></tr></table> 2. 非住宅<u>ほか</u>の評価料金 • 別途見積りとします。	一戸建て住宅	<u>200㎡以下</u>	<u>40,000</u>	<u>200㎡超～500㎡以下</u>	<u>60,000</u>	共同住宅・長屋住宅等		<u>別途見積りとします</u>	建築物省エネルギー性能表示（BELS）評価業務料金 1. 住宅の評価料金 • 住宅の評価料金は下記の料金表によります。 • 一戸建て住宅を設計住宅性能評価、<u>低炭素認定技術的審査</u>、<u>性能向上計画認定に係る技術的審査</u>、<u>贈与税の非課税措置に係る住宅性能証明等で、省エネルギー性のうち一次エネルギー消費量等級で申請を行ったもののいずれかと当社に評価の併願申請をする場合</u>、評価料金は<u>5,000円</u>（消費税込）になります。 • 変更に係る評価料金は、下記料金の半額になります。 • 再発行料金は1通につき<u>2,200円</u>（消費税込）になります。 • 業務規程第11条第1項のシール又はプレートを交付する料金は下記料金表に含まれていません。 (単位：円 消費税込) <table><tr><td>一戸建て住宅</td><td><u>36,000</u></td></tr><tr><td>共同住宅・長屋住宅等</td><td>別途お問い合わせください</td></tr></table> 2. 非住宅の評価料金 • 別途見積りとします。	一戸建て住宅	<u>36,000</u>	共同住宅・長屋住宅等	別途お問い合わせください	
一戸建て住宅		<u>200㎡以下</u>	<u>40,000</u>											
	<u>200㎡超～500㎡以下</u>	<u>60,000</u>												
共同住宅・長屋住宅等		<u>別途見積りとします</u>												
一戸建て住宅	<u>36,000</u>													
共同住宅・長屋住宅等	別途お問い合わせください													